

市有財産先着受付順売却
募集案内

和歌山市財政局財政部管財課

- 1 売却方法
- 2 売却物件
- 3 申込受付期間及び場所
- 4 申込者の資格
- 5 申込みの方法
- 6 申込みの無効
- 7 買受者の決定方法
- 8 売買契約の締結
- 9 売買契約のときに必要なもの
- 10 契約の条件
- 11 契約上の主な特約事項
- 12 契約の解除
- 13 売買代金の納付
- 14 所有権の移転
- 15 所有権の移転登記及び費用負担
- 16 その他注意事項
- 17 問合せ先

先着受付順売却参加案内

1 売却方法

受付期間中に買受けの申込みをし、有効な受付の先着順で受理した方を買受者として売買契約を締結し売却します。

2 売却物件

物件番号	所在地番	地目又は構造	実測地積又は床面積 (㎡)	売却価格 (円)
1	和歌山市今福二丁目7番23	宅地	144.01	9,520,000

※売却物件への案内や現場説明は行いませんので、事前に物件調書を参考に必ず御自身で現地を確認してください。現地確認の際は、路上駐車や騒音等により周辺住民の方々の迷惑とならないよう十分注意してください。

3 申込受付期間及び場所

- (1) 受付期間 令和6年4月10日(水)から令和6年12月27日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所財政局財政部管財課(和歌山市役所本庁舎5階)

4 申込者の資格

申込資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。(2名以上の連名による申込みも可能とします。)

ただし、次の事項に該当する者は、申込みすることができません。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に定める者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

5 申込みの方法

(1) 申込方法

申込希望者は、受付期間内に、市有財産先着受付順売却申込書に必要事項を記入・押印

(印鑑登録済の印を使用)の上、「申込みに必要な書類」を添えて管財課へ持参してください。(郵送及びファックスによる申込みはできません。)また、必要に応じて、他にも書類を提出していただくこともあります。

(2) 申込みに必要な書類

① 個人の場合

- ア 住民票の写し
- イ 印鑑証明書
- ウ 誓約書
- エ 照会承諾書

② 法人の場合

- ア 履歴事項全部証明書
- イ 印鑑証明書
- ウ 誓約書
- エ 照会承諾書

※ 官公署発行の各証明書については、発行後3か月以内のもの各1通を提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

※ 共有名義で申し込まれるときは、共有者全員の各証明書及び誓約書が必要です。

6 申込みの無効

次の事項に該当するときは、その者の申込みを無効とします。

- (1) 「4 申込者の資格」に規定する申込資格者でないものが申し込んだときの申込み
- (2) 市有財産先着受付順売却申込書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱し、又は不明な申込み
- (3) 金額を訂正した市有財産先着受付順売却申込書による申込み
- (4) 申込みに関し、担当職員の指示に従わなかった者の申込み

7 買受者の決定方法

- (1) 買受者の決定は、有効な受付の先着順に書類審査を行い、買受者及び補欠者(3名まで)を決定します。
- (2) 同日に複数の申込みがあったときは、後日、公開抽選を行い、買受者及び補欠者を決定します。
- (3) 公開抽選実施日時と場所は、該当申込者へご連絡します。なお、抽選実施日に出席しなかった者又は抽選実施時刻に遅刻した者は棄権したものとみなし、抽選結果について異議を申し立てることはできません。
- (4) 公開抽選には、本人が参加する場合は印鑑証明印、代理人が参加する場合は抽選に関する委任状及び代理人印が必要となります。
- (5) 買受者又は補欠者は、その権利を他の人に譲ることはできません。

8 売買契約の締結

- (1) 買受者は、買受者決定の日から7日以内に次に定める書類を提出の上、本市指定の市有財産売買契約書により売買契約を締結するものとします。ただし、売買契約締結期限延長

に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに次に定める書類を提出の上、売買契約を締結しなければなりません。

① 市区町村税の完納証明書（ただし、完納証明書を発行していない市区町村又は市区町村民税が特別徴収等で完納証明書が発行されない場合については、以下の証明書を提出すること。）

ア 市区町村民税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）

イ 固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）

※ 非課税証明書を発行していない市区町村については、本市発行の非課税証明書

② 身分証明書（本籍地の市区町村が発行）（個人の場合のみ）

③ 登記されていないことの証明書（東京法務局が発行）（個人の場合のみ）

(2) 契約書の見本は、管財課で御覧ください。

(3) 買受者が正当な理由なく「8 売買契約の締結」の(1)で規定する期間内に契約を締結しないときは、買受者としての資格を取り消し、補欠者を順次繰り上げて買受者とします。

9 売買契約のときに必要なもの

(1) 契約印（印鑑証明印）

(2) 契約保証金又は売買代金

(3) 収入印紙（契約書添付用）

(4) 登録免許税の領収証書

(5) 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）

(6) その他必要と認められるもの

10 契約の条件

買受者は、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、本市に対して売買代金の減額又は免除、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとします。

(1) 売買契約締結から引渡しまでの間に、売却物件が本市の責任でない原因により滅失又はき損したとき。

(2) 売買契約締結後、売却物件に隠れた瑕疵のあることを発見したとき。

11 契約上の主な特約事項

(1) 用途の制限

ア 買受者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業その他これらに類する業、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の公序良俗に反する用に供してはならない。

イ 買受者は、契約締結の日から5年間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物の処理業の用途に供してはならない。

ウ 買受者は、契約締結の日から5年間、売払い物件を場外勝馬投票券発売所、勝舟投票券場外発売所、場外勝者投票券売場並びに場外勝者投票券発売施設及びこれらに類する施設の用途に供してはならない。

エ 買受者は、契約締結の日から5年間、売買物件について第三者に所有権を移転し又は権利を設定する場合は、その残存期間について、上記ア、イ及びウの用途の制限を継承させなければならない。

(2) 違約金

買受者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として和歌山市に支払うものとします。

(3) 実地調査等

特約事項の履行状況を確認するため、随時、実地調査等を行うことがあります。この場合、所有者は調査を拒んだり、妨げたりしてはなりません。

12 契約の解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は、和歌山市に帰属します。

(1) 期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。

(2) 本市職員の指示監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。

(3) 契約事項に違反したとき。

(4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

※ 上記により契約を解除したときは、契約保証金は本市に帰属します。また、契約者は、契約の解除により損害を受けた場合においても、本市にその補償を請求することはできません。

13 売買代金の納付

売買代金の納付は、次の(1)又は(2)の2通りの方法から選択できます。

(1) 一括支払

売買契約の締結と同時に売買代金の全額を現金で納付していただきます。

(2) 契約保証金払

ア 売買契約の締結と同時に契約保証金として、売買代金の100分の10以上に相当する額を現金で納付していただきます。

イ 売買契約締結の日から20日以内に、売買代金を現金で納付していただきます。この売買代金には、契約保証金を充てることができます。また、還付を希望する場合は、売買代金納入後30日以内に買受者あてに還付します。

14 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納された後、和歌山市から買受人に移転します。

15 所有権の移転登記及び費用負担

(1) 所有権の移転登記手続は、売買代金完納後、買受者の登記嘱託請求により、和歌山市が行います。

(2) 所有権移転登記費用、登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課等は、買受者の負担になります。

(3) 売買契約書(本市保管のもの1部)に貼付する収入印紙は、買受者の負担になります。

16 その他注意事項

- (1) 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、電柱の移設、フェンス・囲障・擁壁・井戸等の地上・地下・空中工作物の補修・撤去等は、物件敷地の内外及び所有権等の権利の帰属主体の如何を問わず、一切本市では行いません。
- (2) 上下水道、電気、都市ガス等の供給施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要する場合がありますが、本市では補修や引込工事を実施したり、これらに必要な費用を負担したり、供給処理施設への負担金の支払い等は一切行いません。
- (3) この市有財産先着受付順売却募集案内に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）、和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）等の定めるところによります。
- (4) 個人名（法人名）を除いた売買契約等の結果は公表します。

17 問合せ先

【先着受付順売却に関すること】

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 財政局 財政部 管財課 財産管理活用班
電話 073-435-1032（直通）

【物件詳細及び契約に関すること】

物件番号1 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課用地対策班
電話 073-435-1098（直通）